

受給権者の方々への年金額等に関するお知らせの発送について

1. 平成 18 年度の新年金額のお知らせ

平成 17 年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率はマイナス 0.3% となった。年金額についても現役世代の負担とのバランスの観点から、前年の消費者物価が下落した場合には、それに合わせて引き下げるよう法律で定められている。

このため、0.3% 引き下げた平成 18 年度の年金額を年金額改定通知書で年金受給権者の皆様にお知らせしたところである。

○送付した通知書

年金額改定通知書 約 3,529 万件

○送付時期

平成 18 年 5 月 29 日から 6 月 7 日にかけて順次送付

＜参考＞平成 18 年度の年金額の見込み (月額)

	平成 17 年度	平成 18 年度
国民年金 〔老齢基礎年金：1 人分〕	66,208 円	66,008 円 (△200 円)
厚生年金 〔夫婦 2 人分の基礎年金を 含む標準的な年金額〕	233,300 円	232,592 円 (△708 円)

(注) 厚生年金は、夫の平均的収入（平均標準報酬 36.0 万円）で 40 年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯の新規裁定の給付水準

※新しい年金額は平成 18 年 4 月分から適用され、受給者には 6 月から支給される。(4 月及び 5 月の 2 か月分支給)

2. 障害基礎年金と老齢厚生年金の併給可能性のお知らせ

法律改正により平成18年4月から、65歳以上の方は「障害基礎年金」と「老齢厚生年金（退職共済年金）」または「遺族厚生年金（遺族共済年金）」とをあわせて受けることができるようになった。受給する年金を変更することにより受給額が高額となる場合があるため、現在受けている年金の組合せの確認が必要な方々にお知らせを送付したところである。

○ 約7万人の方に5月中旬より順次送付

3. 現況届の今後の取扱いに関するお知らせ

現在、受給者の現況届については、年1回、受給者からの現況届(はがき)を提出いただくことにより実施しているが、受給者サービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、平成18年10月(12月生まれの方から省略の対象)より、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して現況確認を実施することとした。

現況届は年金を受給するための重要な届書であることから、事業を円滑に進めるため、受給者への事前の広報として、平成18年5月(6月生まれの方)～10月(11月生まれの方)に送付する現況届に「事前周知のリーフレット(別添参照)」を同封することとした。

○ 約168万人の方(6月生まれの方)に6月初旬に送付
その後も各月毎に順次送付する予定

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

(表面)

料金後納
郵便

重要書類

●●年金額改定通知書

社会保険庁
社会保険業務センター
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

ご案内は内側にあります。

② ①②の順に矢印の方向へゆっくりと開いてください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてから開いてください。)

国民年金・厚生年金保険 年金額改定通知書

◎年金の種類 年金

◎年金証書の基礎年金番号・年金コード

◎受給権者氏名

国民年金	基本額	円
	支給停止額	円
	年金額	円
厚生年金	基本額	円
	支給停止額	円
	年金額	円
合計年金額		円

平成18年4月分から上記のとおり年金額が改定されましたので通知します。
なお、新年金額での支払は、平成18年6月(4、5月分)からとなります。

平成 年 月 日

社会保険庁 社会保険業務センター所長 印影

この通知は、大切に保管してください。
なお、上記に記載された金額は、年額で表示しております。

年金振込通知書

(初回振込予定日) 平成 年 月 日

あなたの年金は、平成 年 月から平成 年 月までの各偶数月に、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振込みの手続きを行うこととしましたので、お知らせします。
(年金の支払予定日は裏面に記載してあります。)

◎年金の種類 年金

◎年金証書の基礎年金番号・年金コード

◎受給権者氏名

◎振込先

◎各支払予定日の支払額

金額	円
介護保険料額	円
所得控額	円
差引支払額	円

社会保険庁

官署支出官 社会保険庁総務部経理課長 印影

国民年金・厚生年金保険 年金額改定・年金振込通知書



05 07 16

お問い合わせの際は、年金証書の基礎年金番号・年金コードをお忘れなく！

不審な電話・手紙等や違法な貸金業者にご注意ください。

◎社会保険庁（社会保険業務センター、社会保険事務局及び社会保険事務所）では、銀行口座を指定して現金の振込みを依頼したり、指定の住所に現金の郵送を依頼したり、年金受給者宅等を訪問して、預貯金通帳やキャッシュカードをお預かりすることはありませ...

◎年金証書や預貯金通帳・印鑑等を預けるよう要求し、高金利で融資を行う違法かつ悪質な貸金業者には十分注意してください。なお、「独立行政法人福祉医療機構」、「国民生活金融公庫」及び「沖縄振興開発金融公庫」において、年金を担保とした融資を行っています。

*不審な電話等があった場合は、社会保険業務センターまたは最寄りの社会保険事務所までお問い合わせください。

社会保険庁ホームページでは年金に関する届出、

手続き案内、最寄りの社会保険事務所の所在地・お問い合わせ先をご覧いただけます。

http://www.sia.go.jp/

年金額改定通知書について

【平成18年度の物価スライド後の年金額について】

◎改定後の基本額は次のとおりです。

平成18年度の基本額 = 平成17年度の基本額 × 0.997
平成17年平均の全国消費者物価指数が前年を0.3%下回ったため、平成18年度の基本額は、平成17年度の基本額を0.3%引き下げた額とする改定が行われました。
【1 - 0.003 (0.3%) = 0.997】

◎改定後の基本額は、法律で定める端数処理や、付加年金に物価スライド改定がないこと等により、平成17年度の基本額に0.997を乗じて得た額と完全に一致するものではありません。

◎厚生年金基金から年金を受給されている方へ
厚生年金基金から年金を受給されている方の年金額は、国から支給される年金額と厚生年金基金から支給される代行部分の年金額との合計額となります。この合計額から0.3%引き下げられる改定が行われることとなりますが、厚生年金基金の代行部分は、物価スライドによる改定が行われないため、国から支給される年金額からその引き下げ分が差し引かれます。

この決定に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方社会保険事務局内）に審査請求できます。また、その決定に不服があるときは、決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して60日以内に社会保険審査会（厚生労働省内）に再審査請求できます。

なお、この決定の取消の訴えは、再審査請求の裁決を経た後でない限り、提起できませんが、再審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないときや、決定の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、裁決を経なくても提起できます。この訴えは、裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告（代表者は法務大臣）として提起できます。ただし、原則として、裁決の日から1年を経過すると訴えを提起できません。

※物価スライドなどの制度に対する不満は審査請求の対象となりません。

年金の支払予定日は偶数月の15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日または祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。平成18年度分の支払予定は次のとおりです。

Table with 2 columns: 平成18年 and 平成19年. Rows list payment dates for 6, 8, 10, and 12 months.

- ①年金振込通知書に表示されている期間が1年に満たない方は、支払額の変更が予定されている方です。
②この通知書は、年1回のお知らせとなります。ただし、支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金振込通知書をお送りいたします。
③基礎年金（付加年金を含む。）とあわせて支給される厚生年金保険の支払がある場合は、支払額を合算して記載しています。
④支払額は、法律により端数処理がされますので、その合計額は年金額改定通知書の年金額と一致しない場合があります。
⑤住所等を変更された場合は最寄りの社会保険事務所または年金相談センターへ届出が必要です。
⑥年金を受けている方が亡くなられた場合は、遺族等の方が最寄りの社会保険事務所または年金相談センターへ届出が必要です。

介護保険料額の徴収に関するお知らせ

介護保険料額は年金から特別徴収する金額を記載しています。この金額は、市町村から別途通知される（されている）通知書により確認してください。なお、介護保険に関するお問い合わせは、住所地の市町村にお願いします。

郵 便 局 へ

来年以降、現況届の提出が原則不要となります (このチラシは事前のお知らせです)

社会保険庁では、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して受給者の皆様の現況確認を行うこととしました。

これにより、あなたの『年金受給権者現況届』の提出は、今回が最後になります。

現 行

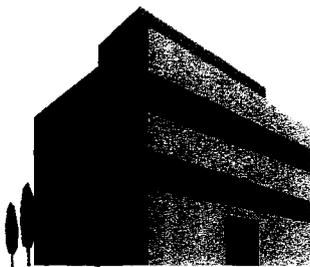
- ① 誕生月の初め頃に現況届を本人あて送付



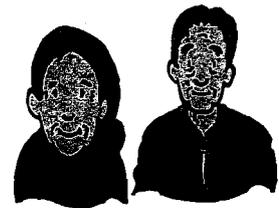
- ② 誕生月の末日までに現況届を提出



- ③ 引き続き年金を支給



社会保険庁
(社会保険業務センター)

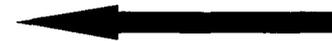


年金受給者

1 2 月生まれ
の 方 から
順 次 実 施

変 更 後

- ① 受給者の現況確認
を依頼



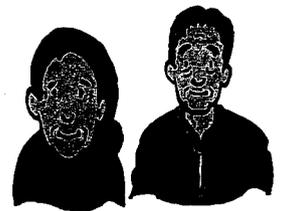
- ② 結果を回答



- ③ 現況確認できた方は
引き続き年金を支給



社会保険庁
(社会保険業務センター)



年金受給者

住民基本台帳
ネットワークシステム

裏面もご覧ください

社 会 保 険 庁

ご注意ください

例外としまして、住民基本台帳ネットワークシステムを活用した現況確認を行えない方につきましては、今後も現況届の提出が必要となります。

(主な例)

- ・ 当庁で保有している本人基本情報（氏名、性別、生年月日、住所）と住民基本台帳ネットワークシステムの情報が相違し、住民票コードを確認できない方（※）
- ・ 外国籍（外国人登録）の方
- ・ 外国に居住している方

（※）該当者につきましては、平成18年10月以降、随時、社会保険庁から住民票コードを確認できなかった旨のお知らせを送付する予定としております。また、平成18年10月以降に社会保険事務所に届出を行うことにより、住民票コードが確認できた場合は、現況届の提出が不要となります。

加給年金額対象者の生計維持確認や診断書等の提出は引き続き必要となります

1. 加給年金額を受けられるかどうかの生計維持の確認が必要な方につきましては、社会保険庁から送付する『生計維持確認届』の提出が必要となります。

※『生計維持確認届』の提出がない場合は、加給年金額のみ支払いが一時止まります。

2. 障害の程度の確認につきましては、医師による診断書が必要となりますので、障害の程度の確認が必要な方は、社会保険庁から送付する診断書の提出が必要となります。

※診断書の提出がない場合は、年金の支払いが一時止まります。

お問い合わせは「ねんきんダイヤル」へ！

0570-07-1165